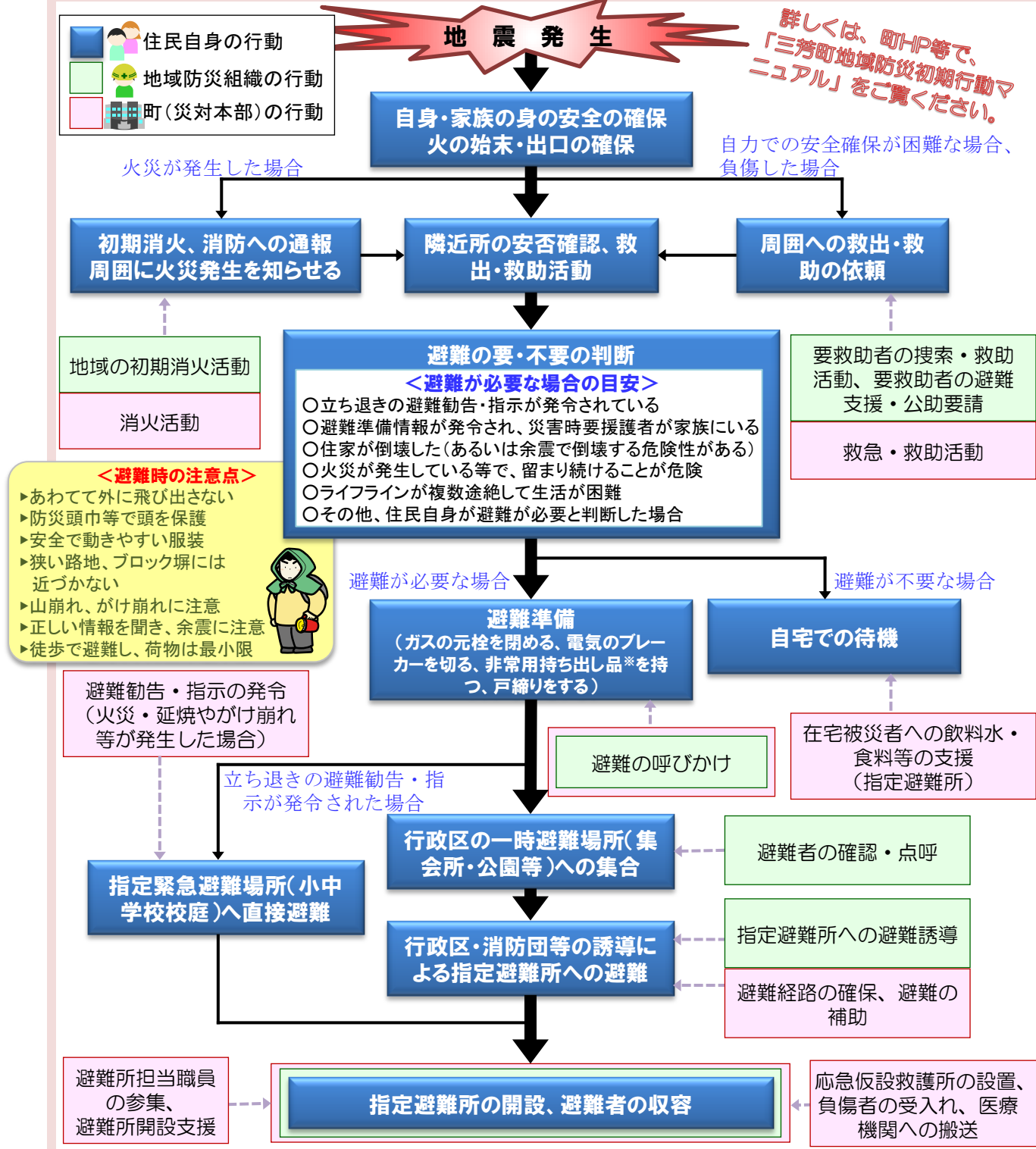


# 4. いざというときに(応急対策)

## 避難行動(地震発生から、指定避難所への避難までの流れ)

ここでは、**大規模地震発生から指定避難所(小中学校)への避難までの流れ**を、住民自身が行うべき行動を中心に、地域防災組織(行政区等)と町(災害対策本部)の関わりと合わせて整理しました。**安全かつ迅速な避難行動**の参考としてください。



### ※備えておこう！非常用持ち出し品

<b>食料品</b>	飲料水、乾パン、缶詰、クッキー、レトルト食品など	<b>日用品</b>	手袋(軍手)、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシなど
<b>貴重品</b>	現金(小銭)、預金通帳、印鑑、その他の重要書類	<b>あると便利なもの</b>	ウェットティッシュ、マスク、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具など
<b>衣類品</b>	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など	<b>身に付けておくの良いもの</b>	笛、携帯用カイロ、保険証コピー
<b>安全対策</b>	ヘルメット、防災頭巾、マスク、救急セット、靴など		

## 指定避難所の開設・運営

### 町の対応(公助)

- ▶ 休日・夜間に発生した場合、町の「緊急避難対応班」が**避難所へ直接参集**し、避難所の開設を支援します。
- ▶ 飲料水・食料や毛布等の生活必需品を給付します。
- ▶ 福祉関係職員、保健師等による、巡回相談・巡回サービスを実施し、**避難者の健康管理**に努めます。

### 住民自身の行動(自助)

- ▶ 避難所自治組織(避難所運営委員会)に積極的に参画・協力しましょう。
- ▶ 避難所の運営ルールを守り、清掃やゴミ捨て当番等、**避難所の環境整備に協力**しましょう。

### 地域防災組織の行動(共助)

- ▶ 町、学校と協力して**避難所運営委員会**を設置、避難所運営を地域主体で行います。

## 災害時要援護者対策

### 町の対応(公助)

- ▶ 家族等の援助が困難で、自力で避難することができない住民の避難を地域で支援する仕組みとして「**三芳町災害時要援護者避難支援プラン**」を策定しています。
- ▶ 災害時は、上記プランに基づき、支援機関の協力を得て、要援護者名簿を活用した**安否確認や救助連絡**を行います。
- ▶ 指定避難所での生活が困難な要援護者については、協定等に基づき、専門スタッフや施設環境が整った**福祉避難所に搬送・収容**します。

### 住民自身の行動(自助)

- ▶ 自身の安全が確保できる範囲で、近隣の要援護者の**安否確認・救出活動**等の避難支援を行ってください。
- ▶ 日頃から、近隣で支援を必要としている人を把握しておきましょう。
- ▶ 対象者は「**三芳町災害時要援護者避難支援プラン**」に登録しましょう。

### 地域防災組織の行動(共助)

- ▶ 民生委員や近隣の支援者の協力を得て、地区の災害時要援護者の**安否状況を確認**し、必要に応じて**避難所等に誘導**します。

## 帰宅困難者安全確保対策

### 町の対応(公助)

- ▶ 町内で発生する事業所従業員等の帰宅困難者対策として、**一時滞在施設を開放**し、情報・一時休憩所・トイレ・飲料水等を提供します。  
【町の帰宅困難者一時滞在施設】  
鶴瀬駅：藤久保公民館  
みずほ台駅：竹間沢公民館
- ▶ 県の協定に基づき、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等、町内の**帰宅支援ステーション**へ、帰宅支援に関する協力を要請します。

### 住民自身の行動(自助)

- ▶ 帰宅困難者にならないよう、公共交通機関が停止していた場合、**むやみに帰宅移動を開始しない**ことが大切です。
- ▶ 勤務先等が安全であれば、帰宅経路が安全であると判断できるまで、勤務先等に留まることを優先します。

### 地域防災組織の行動(共助)

- ▶ 町災害対策本部からの**協力要請に基づき、集会所等を開放**し、一時休憩所・トイレ・飲料水等を提供します。

## 風雪水害時には

町は、風雪水害の危険性が高まった場合、「三芳町風雪水害配備体制及び避難勧告・指示等判断マニュアル」に基づき、対象地区居住者に対して避難勧告・指示等の発令を行います。住民の皆さんは、町や気象庁等からの正しい情報に基づき、危険な場所に近づかず安全な屋内に留まる(**屋内待避**)、おちついて避難する(**立ち退き避難**)といった必要な安全確保措置を、状況と情報に応じて確実に行ってください。